

下水道情報

★上水道以外の水（井戸水等）を使用されている方、今後予定されている方へ

現在、下水道への排水に水道水以外（井戸水等）を使用されている場合、下記の方法で下水道使用量を算定しています。

今後、家庭での使用水の形態が変わる場合や、井戸水等専用メーターを設置される場合は下水道課までお問い合わせください。

1 水道水以外（井戸水等）のみを使用

- ◆ 井戸水等専用メーターを設置し、下水道使用量とする。（メーター器・ボックスは役所で貸与。設置工事は使用者負担）
- ◆ 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、1使用月（2カ月）で、1人当たり15m³使用したものととして下水道使用量を認定する。（認定汚水量）（世帯人数×15m³）

2 水道水と水道水以外（井戸水等）を併用して使用

- ◆ 井戸水等専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とする。（メーター器・ボックスは役所で貸与。設置工事は使用者負担）
- ◆ 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水等の認定汚水量とを比較し、多いほうを下水道使用量とする。

※メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに下水道課まで公共下水道認定数量（使用水区分）変更届を提出してください。

問い合わせ先 北勢庁舎 下水道課 ☎72-3515 FAX72-2260

地域への活動補助金・助成金について

いなべ市まちづくり推進事業補助金制度

個性あるまちづくり活動を通じて地域社会の健全な発展に役立てるため、市内の自治会や市民で構成される団体等が計画・立案して実施する独創性あるまちづくり事業に要する経費に対して、総経費の1/2の補助金（100万円上限）を交付します。

いなべ市花づくり運動助成



花とみどりあふれる快適な生活環境づくりを推進するため、自治会や老人会等、市民のみなさんが行う、地域での自主的な花づくり運動を助成（3万円上限）します。

問い合わせ先 員弁庁舎 まちづくり課 ☎74-5812 FAX74-5822